

市民向け在宅療養出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活を送るための「在宅療養・介護連携推進事業」の一環として、医療・介護に従事する専門職等（以下「専門職」という。）が市民等の要望に応じて、講師として地域に出向き、医療や介護に関する知識や情報等について説明を行う市民向け在宅療養出前講座（以下「出前講座」という。）を行うことにより、市民等の医療・介護に関する理解を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を利用できる者は、市内に居住又は勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者が10人以上で構成された団体等（以下「団体等」という。）とする。

(内容及び講師)

第3条 出前講座の内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 歯科医師・歯科衛生士等による口腔ケア等について
- (2) 薬剤師による薬に関すること
- (3) 言語聴覚士による嚥下機能や失語等に関すること
- (4) 管理栄養士による栄養に関すること
- (5) 理学療法士による健康寿命の延伸に関すること
- (6) 地域包括センター職員等による各種サービス等に関すること
- (7) その他在宅医療・介護連携に関すること

2 出前講座の講師は、専門職が務めるものとする。

(開催日時等)

第4条 出前講座の開催日時については、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び土曜日の開催時間は、午前9時から午後5時までとし、別途協議の上、決定するものとする。

2 次の各号に掲げる日、時間又は期間は、出前講座を開催しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。
- (2) 12月29日から1月3日
- (3) その他、専門職の業務等の都合により開催できない時間又は期間

3 出前講座の開催時間は、質疑応答等の時間を含め、原則として60分以上、120分以内とする。

(会場準備)

第5条 出前講座の会場は、原則として市内の交流センター、地域集会所、企業等とし、団体等が確保するものとする。

2 会場の設置、出前講座の進行等は団体等が行うものとする。

(費用)

第6条 講師派遣費用及び講座に使用する資料代は無料とし、会場の借用等にかかる費用が発生する場合は、団体等が負担する。

(利用の申込み)

第7条 出前講座の利用を希望する団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、利用を希望する日の1か月前までに、市民向け在宅療養出前講座申込書（様式第1号）を日立市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、専門職と調整を行い、速やかに利用の可否を決定し、市民向け在宅療養出前講座利用決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(実施の制限)

第9条 市長は、前7条の規定により申込みがあった出前講座が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該出前講座を実施しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とすることに利用されるおそれがあるとき。
- (4) その他在宅療養出前講座の実施が適当でないとき。

(変更等の届出)

第10条 第8条の規定により出前講座の利用決定を受けた申込者（以下「利用者」という。）は、開催する日時、場所、人数等に変更があったとき、又は出前講座の開催を取り止めるときは、開催する日の7日前までに、市民向け在宅療養出前講座変更等届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月13日から適用する。